

「知的財産推進計画2015」等で示されている著作権関係課題

「知的財産推進計画2015」（平成27年6月知的財産戦略本部）の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

第1部 重点3本柱

第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

（1）現状と課題（略）

（2）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツ海外展開の一層の促進に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<海外市場で受け入れられるコンテンツの制作・確保>>

（権利処理の一層の迅速化、効率化）

- ・放送番組に係る権利処理の一層の円滑化のため、これまでの実証実験の成果を踏まえ、実演家に係る権利処理については、更なる迅速化、効率化に資するよう、制作段階から海外展開までを含めた権利処理を推進するとともに、手続の簡素化、関連作業の効率化等を通じて、全体の権利処理期間の短縮化について検討し、その実現のためのシステム改善を支援する。また、レコード原盤権に係る権利処理については、これまでの枠組みを基礎に権利処理の一層の円滑化について検討する。（短期・中期）（総務省、文部科学省）

<<各段階に共通的な課題への対応>>

（正規版コンテンツの海外展開に係る模倣品・海賊版対策）

- ・侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。（短期・中期）（関係府省）

第2部 重要8施策

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

（1）現状と課題

デジタル・ネットワークの発達に伴い、国内外においてクラウド技術を活用したコンテンツの利用サービスが発展しつつある。例えば、クラウド事業者がサーバーに用意しているコンテンツと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツを照合し、両者が同一の場合にはクラウド上のコンテンツを利用者の携帯端末等でも利用できるようにするサービスなど、機器や端末に依存しないコンテンツの利用環境が現れつつある。

このような技術的な変化や海外事業者での新サービスの立上げの動向等を踏まえつつ、我が国においても、コンテンツ利用者の利便性の向上に対応するため、コンテンツを利用した新たなサービスの創出と提供が期待されている。また、このような新サービスの創出は、その担い手たる産業の発展のみならず、コンテンツの流通促進による文化の発展にも資するものである。

他方で、我が国においては、著作権法において私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であり、事業者がサービス展開を躊躇する要因になっているとの指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえ、昨年度の文化審議会著作権分科会においてクラウドサービスと著作権制度の関係について議論が行われた。その結果、「一定のロッカー型クラウドサービスについては私的使用目的の複製と整理される」と結論付けられた。併せて、私的使用目的の複製範囲を超えるロッカー型クラウドサービスを発展させるためには、多数のコンテンツを利用する際に必要となる莫大な権利処理コスト（権利者の探索や個々の権利者との契約等）の低減が必要不可欠である。

これらを踏まえ、同審議会では、音楽関係の権利者団体から、ロッカー型クラウドサービス事業者による権利処理をワンストップで対応する「音楽集中管理センター」（仮称）の提案がなされており、同提案の具体化と早期実現が求められる。また、権利処理コストの低減はコンテンツ利活用共通の課題であり、こうした集中管理の取組が他分野にも拡大していくことが今後期待される。

同審議会では、事業者の要望を受けて、メディア変換サービス、個人向け録画視聴サービス、論文盗用検証サービスなど、ロッカー型以外のクラウドサービスと著作権制度の関係についても検討が行われた。これらのサービスを国内で行っている事業者からのヒアリングでは、各事業者は基本的に権利者との契約や現行の権利制限規定の範囲内で行っており、また、範囲外のサービスの必要性が生じた時には別途契約によって対応するとの考え方が示された。加えて、同審議会では、各サービスはその性質上、権利の制限ではなく権利者との契約によって対応すべきものであるとの議論がなされたことから、現時点において、これらのサービスについて法改正の必要性は認められないとの結論が得られた。

他方では、技術の進歩に伴い、コンテンツの利用形態、利用環境、利用手段は引き続き多様化していくと考えられる。さらに、人工知能技術の発展により、人間に替わって機械が著作物を生み出す場合も生じつつあるなど、帰属が曖昧な著作物がインターネット上を漂う時代、また、3Dプリンティングの発展により、情報とモノの区別が曖昧になる時代も近づいている。こうした技術的・社会的な変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっているなどデジタル・ネットワーク時代に相応しい制度整備を求める声は強くなっており、政策的意義や新事業の創出等の経済効果、コンテンツの創作活動や関連産業への影響等を踏まえつつ、今後検討を進めていくことが必要である。

なお、コンテンツを利用した新たなサービスの創出・提供促進を検討するに当たっては、

クリエイターへの適切な対価還元や日本コンテンツが国内外に流通しやすいプラットフォームの整備等、我が国においてコンテンツの再生産が持続的に拡大していくための環境整備にも配慮することが重要である。

近年、教育現場においては、ICTを活用した教育の進展がみられる。クラウド上でのデジタル化した教材の利用やインターネットを通じた講義のオンデマンド配信等の動きに対応できるよう、関連する著作権制度上の課題を整理、検討の上、速やかに必要な措置を講ずる必要がある。また、デジタル教科書・教材の活用については、「規制改革実施計画」（2014年6月閣議決定）等における提言を踏まえ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等について、導入に向け必要な検討を行い、2016年度までに結論を得るよう、引き続き議論を行っていくことが必要である。

また、イノベーション創出等の観点から、公的機関が保有する公共データや公的助成を受けた研究成果（リサーチデータ）のオープン化が世界的にも進展しており、我が国においても検討や取組が進められつつある。その際には、著作権ポリシーの明確化を始めデータを利活用しやすいような環境整備に留意して進めることが重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進）

- ・文化審議会の議論を受け、「集中管理による契約スキーム」やワンストップ窓口としての「音楽集中管理センター」（仮称）の具体化等、民間におけるライセンス体制の構築等が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。（短期・中期）（文部科学省）
- ・コンテンツに関するデータベースの構築や国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。（短期・中期）（経済産業省，総務省，文部科学省）

（持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備）

- ・クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省，経済産業省）

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討）

- ・インターネット時代の新規ビジネスの創出，人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ，知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ，柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。（短期・中期）（内閣官房，文部

科学省，関係府省)

- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け，例えば著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化等について検討を行う。
(短期・中期) (文部科学省)

(教育の情報化の推進)

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し，必要な措置を講ずる。(短期・中期)
(文部科学省)
- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について，2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て，必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ，関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い，速やかに結論を得る。(短期・中期) (文部科学省)

6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(1) 現状と課題

コンテンツのデジタルアーカイブは，文化の保存・継承や文化発展の基盤になるという側面のみならず，保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる取組であり，欧米諸国を中心に積極的に推進されている。

我が国においては，2000年代前半から，書籍や文化財等の分野ごとに，公的機関を中心としてデジタルアーカイブの構築が進められてきた。現在，国立国会図書館では，図書，雑誌を中心に約250万点のコンテンツをデジタル化しており，文化庁の文化遺産オンラインでは，10万件以上の文化財の情報を閲覧することが可能となっている。さらに，国立国会図書館サーチでは，公共図書館，大学図書館，博物館，民間企業等，約100件のデジタルアーカイブと連携することにより，約1億件のコンテンツの書誌情報(メタデータ¹)が検索可能となっているなど，我が国のデジタルアーカイブは一定の充実を見つつある。

¹データを説明するデータのこと。ここでは，アーカイブ機関に収蔵されている資料の詳細を説明するデータを指す。

日本コンテンツの主なアーカイブの現状

ゲーム	立命館大学ゲーム研究センター 資料数: 不明	文化庁 「メディア芸術アーカイブ事業」 資料情報数 (ゲーム) 約3.5万タイトル	※国立国会図書館は、納本制度に基づき、出版物のほかCD、DVD、ROMカセット等の媒体による音楽、映像、ゲーム等についても収集。 ※「現物資料の情報のDB化」については、各館・機関単位で行われているものは記載せず、横断的な取組等のみを記載。 ※国立国会図書館の納本制度等による資料数は、国立国会図書館年報A(平成25年度)による。
マンガ アニメ	東京国際マンガ図書館 (明治大学) 資料数: 約14万点(マンガ)等	文化庁 (マンガ) 単行本約25万冊、雑誌約8万冊 (アニメーション) 約9千タイトル	
出版物等	国立国会図書館 ※納本制度等 資料数: 約1000万点(図書) 約1600万点(逐次刊行物) 約1400万点(非図書資料)	国立国会図書館 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数: 約1億件(書籍) ※各地の図書館との横断・縦断検索	国立国会図書館デジタルコレクション インターネット公開 約49万点 図書館への送信 約138万点
放送番組	(公財)放送番組センター 資料数: 約2.1万本(放送番組)	JAPACON (海外向けコンテンツ情報ポータル) ※TV番組、アニメ、映画等の書誌的情報を発信	(公財)放送番組センター 約2.1万本(放送番組) ※教育・研究に係る実核的なネット利用の取組開始 NHK「NHKアーカイブス」 資料数: 約85万本(放送番組) 約600万件(ニュース映像) ※一部番組について有料でネット配信(NHKオンデマンド)
映画	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 資料数: 約6万7000本(フィルム) 約65万点(スチル写真) 約5万点(ポスト)	文化庁 「日本映画情報システム」 資料情報数 49,521件(吹替音重作品)	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 約2400本(デジタル映画作品)
文化財	(独)国立文化財機構(国立博物館) 資料数: 約13.6万点(収蔵+寄託)		(独)国立文化財機構(国立博物館) 「e-国宝」 1057点(高精細国宝・重要文化財件数)
	(独)国立美術館 資料数: 約4.1万点(美術作品)		(独)国立美術館 約3.5万点(公開数: 約1.4万件)
(参考)		文化庁「文化遺産オンライン」 国指定文化財、地方公共団体、全国の博物館・美術館提供の情報	約11万件(文化遺産情報) 約6万件(文化遺産画像)
公文書等	(独)国立公文書館 資料数: 約135万冊(公文書) 29点(重要文化財)	(独)国立公文書館(横断検索) 資料情報数: 不明 ※各地の9つの公文書館との横断検索	(独)国立公文書館 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 公文書: 約12.7万冊 重要文化財・貴重文書: 1473点
アーカイブ化のステージ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化
			資料のネット利用

その一方で、コンテンツ全体にわたるアーカイブシステムに関する取組の方向性や海外発信を含めたその利活用については、これまで十分に検討されてきたとはいえない。このため、知的財産戦略本部では、2013年度に検証・評価・企画委員会の下に「アーカイブに関するタスクフォース」を開催してアーカイブの利活用の促進について議論し、そこでの結論を踏まえ、メディア芸術分野における取組の加速化や著作権者不明等の場合の裁定制度の要件緩和等が実施されてきた。昨年度の検証・評価・企画委員会では、アーカイブシステムの全体像の構築や利活用の促進に向けた環境整備等について更に検討を進めるべきとの意見が出されたことから、二回にわたり集中討議を実施し、今後の取組の方向性について整理を行った。集中討議等を通じて共有された課題は以下のとおりである。

○我が国におけるデジタルアーカイブの担い手は、国立国会図書館、文化庁等の行政機関、独立行政法人、民間等多岐にわたっている。このため、個々の機関、分野ごとに取組は進みつつあるが、アーカイブ間の連携が十分図られておらず、分野ごとの束ね役(アグリゲーター)の明確化とデジタル化した資料を一元的に利用できる環境の整備を加速させる必要がある。

○書籍や文化財等については、2000年代前半から取組が進んでいるのに対して、メディア芸術分野の取組は比較的歴史が浅く、分野ごとの取組にばらつきが出ている。特に映画、アニメ等の文化資産については、保存やその利活用の取組を促進させることが期待されている。

○デジタルアーカイブの構築と利活用のためには、原資料のデジタル化やインターネット

等を通じた発信が重要であるが、特に大量のコンテンツを取り扱う公的アーカイブ機関にとって、著作権の権利処理負担は大きく、諸外国の取組も参考にしつつ、権利処理の円滑化のための一層の制度整備が期待されている。

また、デジタルアーカイブの利活用の実態を踏まえ、アーカイブ利活用の方向性を整理すると以下のとおりである。

- ・ デジタル化されたコンテンツの二次利用（美術品等の画像データの出版物等への利用や著作権の切れた書籍の再出版、映像コンテンツの教育現場での利用 等）
- ・ 国内外への情報発信への活用（日本文化や博物館等のアーカイブ機関の国内外への宣伝・発信、個人端末での多言語での作品紹介といった来館者へのサービス向上、博物館等同士の収蔵品の相互貸借の効率化 等）

デジタルアーカイブへのこれまでの取組と成果を基に、上述の課題に対応しつつ、こうした利活用が一層円滑に進むよう、今後、我が国として総合的な取組を進めていくことが求められる。このため、デジタルアーカイブについて、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築、②分野ごとの束ね役（アグリゲーター）を中心とした各分野の取組の促進、③保存や利活用に係る制度面での対応を総合的に進めるとともに、これらの取組を相互に連携させるため、関係府省・実務者による情報共有の場を設定することが必要である。

その際、官においては、アーカイブ構築や利活用に係る制度・ルールの整備、分野横断的なアーカイブ連携基盤の整備、分野ごとの束ね役（アグリゲーター）の明確化と主要アーカイブ機関での取組支援等、基盤的な取組を重点的に行うことが求められる。他方で、分野横断的な統合ポータルに掲載できる情報量には限界があることから、分野別又は地域別等、より利用目的を明確にしたポータルの存在も重要である。また、民間企業等が保有するコンテンツを基に、自らアーカイブを構築する動きも出てきている。さらに、公的研究機関等において学術論文等のデジタルアーカイブ化も引き続き進められている。今後、民間や地方の参画も促しつつ分野別ポータルや民間主体のアーカイブ構築、統合ポータルとの連携が円滑に進んでいくようアーカイブ構築のノウハウの共有やメタデータ・インターフェースのオープン化等にも配慮して取組を進めることが求められる。

（２）今後取り組むべき施策²

上記の考え方に基づき、アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化に関し、関係府省等において以下の取組を推進することとする。

<<アーカイブ利活用に資する基盤整備>>

（アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備）

²国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、アーカイブの施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っているため、便宜上本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ化のための複製が認められる施設の範囲の拡大や解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)

(利用に係る著作権者の意思表示)

- ・著作権者没後等の著作物の利用に係る課題について検討を行い、その結果を踏まえて、例えばあらかじめ著作権者が行う意思表示の在り方など必要な取組の在り方について検討を行う。(短期・中期)(内閣官房, 文部科学省)

7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

(1) 現状と課題

経済活動のグローバル化や情報通信技術の発展により、企業が国境を意識することなく事業展開する中、技術・ブランド力のある我が国企業がグローバルに戦略的にビジネスを展開するためには、進出先において知的財産権を的確かつ円滑に保護・活用できることが必要不可欠である。しかし、今後一層重要な市場になると見込まれる新興国における知財制度や保護水準の違いがビジネス上の大きな課題となっている。

このような課題に対応するため、これまでも、新興国における知財制度の整備支援、新興国への審査官の派遣による審査プラクティスの調和促進、国際特許出願の日本国特許庁による審査対象国の拡大、外国での早期権利取得を可能とする特許審査ハイウェイ (PPH) の拡大等を通じ、手続や審査基準を調査させ、我が国企業が新興国において日本と同様に知的財産権を取得できる環境整備に取り組んできた。

近年、米国や欧州に加え中国等も、新興国に対する制度整備支援や審査協力を拡大している。今後は、これらの国々の取組に留意しつつ、引き続き、新興国政府に対する制度整備支援や審査協力等の取組を積極的に進めていくとともに、我が国知財制度・運用に関する新興国ユーザーの理解を得るための情報発信の強化も図るべきである。

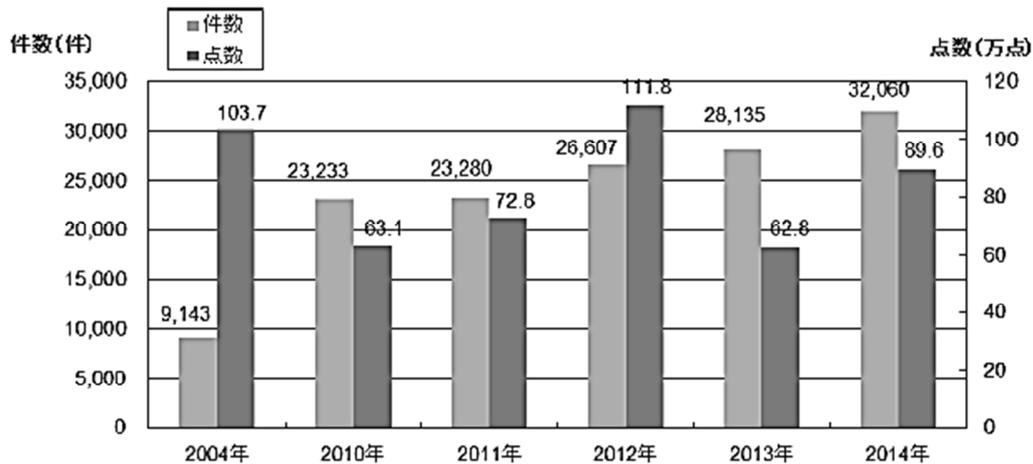
また、権利の保護の実効性を高める観点から、日中知的財産権ワーキング・グループ等による政府間協議や産業界と連携した中国等の外国政府・機関への働き掛け、海外の税関等執行機関の職員への研修等の模倣品・海賊版対策を実施してきた。

模倣品・海賊版による被害は、その手口も年々巧妙化する中、被害の実態も多様化、複雑化してきており、近年では、アジア地域の経済発展に伴い、域内での侵害品の流通拡大のみならず、様々な国を経由し世界中に拡散している。こうした模倣品・海賊版の氾濫を

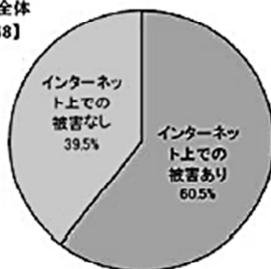
防ぐために、我が国においても官民を挙げて対策を講じており、その結果、例えば水際取締りに関しては、全国の税関における昨年の知的財産侵害物品の輸入差止めは、件数では過去最多の約3万2千件となった³。

また、近年は、インターネットの世界的な普及拡大により、電子商取引による模倣品・海賊版取引や映画、アニメ、放送番組、音楽、ゲーム等が違法にアップロード、ダウンロードされるという、国境を越えたインターネット上の知財侵害も深刻さが増してきている。

【税関における知的財産侵害物品の差止状況】⁴



被害社全体
【N=948】



インターネットによる模倣被害の状況 推移



(注) 数値は2013年度に模倣被害を受けた企業の中で、商標、意匠、特許・実用新案、著作物、その他の知的財産の何れかについて、インターネット上で模倣被害を受けた企業の割合を表す。

このような状況に対して官民連携して取り組むため、昨年8月から「マンガ・アニメ海賊版対策協議会」と経済産業省が一体となり、インターネット上の海賊版の大規模削除、海賊版から正規版への誘導、普及啓発を一貫して戦略的に取り組む「Manga-Anime Guardians (MAG) PROJECT」を実施してきた。こうした取組を継続・拡充することで、国内外のファンが日本コンテンツを気軽に楽しむことができ、また、正規版コンテンツの流通が拡大するための環境整備を進めることが重要である。さらに、昨今、中国を始め、海外での我が国の地名の冒認商標出願、我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品・海賊版が増加している。このため、海外における現地調査や商標出願の監視等によ

³引用：財務省「平成26年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

⁴引用：特許庁「2014年度模倣品被害報告書」

これらの侵害行為等への対策を強化するとともに、新たに導入された地理的表示保護制度により日本の真正な特産品として差別化すること等により、我が国の農林水産物・食品における知的財産の保護や、ブランド力の向上を図っていくことが求められる。

今後は、知財システムの国際的な水準向上や調和はグローバルにビジネスを行う上での重要な国際的インフラであるとの認識の下、我が国企業が最も適した形で新興国におけるビジネス展開が図れるよう、特許審査や模倣品の摘発等の知的財産の権利化から権利行使まで含めた新興国に対する支援・協力を引き続き積極的・戦略的に進めるとともに、我が国の知財制度に関する情報発信を強化していくことが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、国際的な知的財産の保護及び協力に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財システムの国際化への対応>>

(新興国等への我が国知財システムの普及と浸透)

- ・世界知的所有権機関（WIPO）と協働し、アジア新興国などの政府職員を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。（短期・中期）（文部科学省）

<<国際的な枠組みを通じた知財保護強化>>

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定を通して、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。特に、TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）（内閣官房，外務省，財務省，経済産業省，文部科学省，農林水産省）
- ・ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の早期発効に向け、各国への働き掛けを継続して実施する。（短期・中期）（外務省，経済産業省，文部科学省，農林水産省，総務省，法務省，財務省）

<<模倣品・海賊版対策の強化>>

(インターネットを通じた知財侵害への対応)

- ・インターネットを利用したオークションや電子商取引における模倣品・海賊版対策として、インターネットサービスプロバイダ（ISP）と権利者等との連携による自主的な削除対応など、民間での取組を促進する。（短期・中期）（内閣官房，経済産業省，総務省，文部科学省，警察庁，消費者庁）
- ・海外サーバーを含め、インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方について検討を行う。（短期・中期）（内閣官房，関係府省）

(相手国政府・執行機関への働き掛けと日本企業等への支援)

- ・侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。(短期・中期) (経済産業省, 文部科学省, 財務省, 外務省, 農林水産省)
- ・海外での取締体制の強化を支援するため、侵害発生国の取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人財育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行うなど、相手国政府との協力関係を強化する。(財務省, 経済産業省, 文部科学省, 法務省)
- ・侵害発生国における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成の支援や侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動の支援を実施する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・侵害発生国における我が国企業等の知的財産権保護を促進するため、現地における被害実態及び知的財産権制度等に関する調査を実施し、その結果を広く提供する等、日本企業の模倣品・海賊版対策への支援を実施する。(短期・中期) (経済産業省, 文部科学省, 外務省)

(国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施)

- ・模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期) (財務省, 警察庁, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省, 消費者庁)

8. 知財人財の戦略的な育成・活用

(1) 現状と課題 (略)

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、知財の戦略的活用、コンテンツ産業の海外展開等を促進するため、知財人財の育成・活用、知財啓発・知財教育の強化に関して、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財教育・知財啓発の推進>>

(国民に対する啓発活動の着実な推進)

- ・模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期) (財務省, 警察庁, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省, 消費者庁) 【再掲】

(参考) 知的財産政策ビジョン (平成25年6月知的財産戦略本部)

知的財産戦略本部において、平成25年6月、今後10年間を見据えた長期ビジョンとして策定された「知的財産政策ビジョン」の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

(2) 海外における知財活動支援 (アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

- 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進し、新興国における著作権のエンフォースメントを促進する。(文部科学省)

(3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

- 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、T R I P S 協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ (T P P) 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

- クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(文部科学省)

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

(1) 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

- 著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

(2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

- クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)

(3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

- 放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(総務省、文部科学省)
- 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(文部科学省)
- クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(総務省、文部科学省)
- 産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンシーを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

- コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツに I D を付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進する。(総務省, 文部科学省)
- 知財総合支援窓口において, グローバル展開, 著作権, 不正競争防止法関連などの相談機能についても, 関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに, 各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(経済産業省, 文部科学省)

(5) 電子書籍の普及促進

- 海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため, 電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や, 書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い, 必要な措置を講じる。(文部科学省, 経済産業省)

4. デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

(1) 文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進

- 新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため, 書籍, 映画, 放送番組, 音楽, アニメ, マンガ, ゲーム, デザイン, 写真, 文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに, 各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し, 必要な措置を講じる。(内閣官房, 総務省, 文部科学省, 経済産業省)

(2) 教育の情報化の推進

- すべての小・中学校において児童生徒 1 人 1 台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり, 実証研究などの状況を踏まえつつ, 情報通信環境の整備や情報端末の標準的な規格の策定を進めるとともに, デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し, 必要な措置を講じる。(文部科学省, 総務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

6. 模倣品・海賊版対策の強化

(1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進

- 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(外務省, 経済産業省, 総務省, 文部科学省, 財務省, 農林水産省)
- コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(経済産業省, 文部科学省, 外務省)

(2) 国内取締りの強化

- 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(財務省, 警察庁, 経済産業省, 文部科学省)

(3) ACTAの推進

- ACTAに関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(外務省, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省, 総務省, 法務省, 財務省)

(以 上)